

2020 物流 TDM 実行協議会事業 令和 3 年度事業計画書（案）**1 物流 TDM 対策の事業企画及び事務局運営**

協議会の設置目的に基づき、物流 TDM 対策の詳細な計画を策定し、準備を進めるとともに、効果測定等により事業の検証を行う。また、協議会として機能する事務局の運営を行う。

(1) 実施計画の策定・実施準備

大会準備や気運などの大会を取り巻く環境や最新の社会経済状況を踏まえて、詳細な計画を策定し、実施に至る準備を行う。

(2) 物流 TDM 対策の効果検証

大会前・大会中に実施する物流 TDM 対策について、事業実施にあわせてアンケート等を活用した効果測定を行い、検証する。検証結果はレガシーとして大会後に引継げるようにする。

(3) ホームページや個別相談に係るシステムの管理・更新

既存の物流 TDM ホームページの管理・更新を行う。

物流 TDM への取組を要請するために、中小企業等が回答する web アンケートのデータベースを管理し、アンケート結果を集計分析する。アンケート内容を適宜より具体的なものに更新し、運用・管理・分析する。

コンサルタントや士業等の派遣元や個人の登録、相談・訪問・説明履歴に関する日報管理を行うデータベース等を管理し、新たな登録者に合わせて随時更新する。

(4) 問合せ対応

ホームページや配布する周知物・啓発物、個別相談等に対しての質問や相談に答えるため、電話、メール及び FAX による問合せ対応を行う。

(5) 諸会議開催

事業の最高意思決定機関として 2020 物流 TDM 実行協議会を開催するとともに、発注や支出に関する事業審査委員会、発注先決定に係る技術審査委員会など各種会議を開催する。

(6) 事務局運営

契約関係の発注・支出等を行うとともに、第三者機関等による審査体制を構築し、適正な手続きの下、事務局運営を行う。

(7) 各対策の連携

物流 TDM の各種取組について、実施計画に基づき、進捗・運用等の管理を行うとともに、モレやダブリなく効率的・円滑に最大限の効果を出せるよう取組相互を連携させる。

2 中小企業等への周知等

東京圏内の中小企業等に対し、周知物や啓発物を活用した周知を行う。また、商店街と連携し、大会のレガシーとなる試行的取組を支援する。

(1) 周知物のデザイン作成

周知の時期・方法・範囲を考慮した周知物のデザインを複数作成する。

(2) 周知物・啓発物の作成・配布

周知物を印刷し、競技会場周辺など、取組を促進する必要がある地域に配布する。中小企業等との関わりが強い関係団体等とも連携して配布する。

また、適宜、啓発物の配布を行う。

(3) 商店街における試行的取組の支援

商店街や配送事業者等が主体となって、大会を契機に地区内の物流効率化を進める試行的取組について、計画策定や関係者調整、制作物作成、周知などを支援する。支援にあたっては、行政機関の補助金を紹介するなど、大会のレガシーとして取組を継続できるよう働きかける。

3 中小企業等への理解・対策促進

個別企業等の物流の方法や最新の経営状態に即して、物流 TDM 対策の理解・対策促進を図る個別相談等を行う。また、好事例を収集・認定し、ホームページ等を活用して周知する。

(1) 個別相談等

関係団体からの紹介や周知活動への問合せなどを契機に、関係団体や商店街、中小企業等とコンタクトをとり、現状に即した個別具体的な大会時の準備方法や混雑回避の取組等について、専門コンサルタントによる個別相談や勉強会を行う。

また、土業等の協力を得て、顧問先への相談や訪問を行う際に、アンケートの実施等を通じて物流 TDM 対策に関する説明を行う。

(2) 好事例の収集・認定・周知

関係団体や中小企業等の行う物流 TDM 対策の事例を収集し、好事例として認定した上で、ホームページや個別相談等において周知する。